

◎在外公館の名称及び位置並びに在外

公館に勤務する外務公務員の給与に

関する法律の一部を改正する法律

(平成二十七年四月二二日法律第一三三号)

一、提案理由(平成二十七年三月二五日・衆議院外務委員会)

○岸田国務大臣 ただいま議題となりました在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案理由を御説明いたします。

改正の第一は、在グルジア日本国大使館の名称及び位置の国名を、それぞれ在ジョージア日本国大使館及びジョージアに変更する等の規定の整備を行うことであります。

改正の第二は、在レオン及び在ハンブルクの各日本国総領事館を新設するとともに、同総領事館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を定めることあります。

改正の第三は、既設の在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を定めることあります。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律

基本手当の基準額を改定することあります。

以上の改正内容のうち、在勤基本手当の基準額の改定については、平成二十七年予算と一致させて行うため、四月一日から実施する必要があります。

以上が、この法律案の提案理由及びその概要であります。

何とぞ、御審議の上、本件につき速やかに御承認いただきますようお願いいたします。

二、衆議院外務委員長報告(平成二十七年三月三〇日)

○土屋品子君 ただいま議題となりました法律案につきまして、外務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案の主な内容は、

第一に、在グルジア日本国大使館の名称及び位置の国名をそれぞれ在ジョージア日本国大使館及びジョージアに改めると、

第二に、メキシコのレオン及びドイツのハンブルクに総領事館を新設すること、

第三に、在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定すること等であります。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律

三三一

本案は、去る二十四日外務委員会に付託され、翌二十五日岸田外務大臣から提案理由の説明を聴取いたしました。二十七日、質疑を行い、引き続き採決を行った結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院外交防衛委員長報告(平成二十七年四月九日)

○片山さつき君 たいま議題となりました法律案につきまして、外交防衛委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、在グルジア日本国大使館の名称及び位置の国名をそれぞれ在ジョージア日本国大使館及びジョージアに変更すること、在レオン及び在ハンブルクの各日本国総領事館を新設すること、在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定すること等について規定するものであります。

委員会におきましては、在外公館の整備と外務省人員体制の拡充、在外公館の警備体制の強化と在留邦人の安全確保、在外職員の勤務環境の改善、公邸料理人の待遇の在り方等について質疑が行われましたが、詳細は会議録によって御承知願います。

質疑終局の後、自由民主党及び公明党を代表して自由民主党

の北村理事より、この法律の施行期日を平成二十七年四月一日から公布の日に変更する等の修正案が提出されました。

採決の結果、本法律案は全会一致をもって修正議決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○委員会修正の提案理由(平成二十七年四月七日)

○北村経夫君 たいま議題となっております在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案に対し、自由民主党及び公明党を代表いたしまして修正の動議を提出いたします。その内容は、お手元に配付されております案文のとおりでございます。

以下、その趣旨について御説明申し上げます。

第一に、原案では「平成二十七年四月一日」となっているこの法律の施行期日を「公布の日」に改めることであります。

第二に、この法律による改正後の在勤基本手当の基準額に関する規定は、平成二十七年四月一日から適用することとし、この場合において、必要な読替えを行うこととあります。

以上が修正案の趣旨であります。

何とぞ、委員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

(注) 参議院本会議修正議決後、衆議院に回付、同意の上、
成立した。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の
一部を改正する法律